

## 九十九里地域水道企業団公告

### 一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

平成31年3月14日

九十九里地域水道企業団  
企業長 田中 豊彦

#### 1 一般競争に付する事項

- (1) 業 務 名 栗山川臭気物質検査業務委託
- (2) 業 務 場 所 山武郡横芝光町宝米1751番地先  
山武郡横芝光町傍示戸1026番地
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 業 務 期 間 契約日の翌日から平成31年6月14日
- (5) 業 務 の 概 要

##### ア 目的

本業務は、光浄水場の原水である栗山川及び光浄水場の送水に含まれる臭気物質  
2項目の検査業務を委託するものである。

##### イ 概要

##### (ア) 検査項目

- a 2-メチルイソボルネオール
- b ジェオスミン

##### (イ) 総検体数

30検体

- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 無
- (10) 業務費内訳書 無
- (11) 前・中間支払金 無

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する平成30・31・32年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類)33 検査・分析、(中分類)2 水質検査について希望の登録があること。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県内に本店又は支店等（契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。）があること。
- (4) 本業務に係わる計量法に基づく、計量証明事業の登録があること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
  - ア 手形交換所による引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6ヶ月以内に手形・小切手を不渡りした者
  - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者
  - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者

## 3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団2階第2会議室  
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 平成31年4月1日(月) 午前・~~午後~~11時45分

## 4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

## 5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 平成31年3月29日(金)午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802  
東金市東金769番地2  
九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒及び中封筒の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒と入札参加資格確認申請書及び業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

封筒の大きさは角2号程度としてください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、入札参加資格確認申請書及び業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

封筒の大きさは長形3号程度としてください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、入札参加資格確認申請書及び業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

エ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は業務名ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

## 6 業務費内訳書の提出

入札参加者は、入札公告において提出の求めがない場合は、業務費内訳書の提出を省略できますが、提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。

また、入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する入札書も無効となります。

業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

- (1) 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書による金額を記載したもの
- (2) (1) と同等の項目が含まれる独自（任意）に作成した様式

## 7 入札回数

入札の回数は3回とする。

## 8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

- (1) 提出期限 平成31年3月19日（火）午後5時まで
- (2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班  
TEL 0475-54-0631  
FAX 0475-54-2068
- (3) 回答 質問に対する回答は平成31年3月22日（金）にホームページに掲載します。

## 9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

## 10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

## 11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。  
以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。  
ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。  
なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団建設工事等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

## 12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は指定日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 本業務に係わる計量法に基づく、計量証明事業登録証の写し。

## 13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の一般競争入札及び入札約款を熟読し、遵守してください。

栗山川臭気物質検査業務委託

仕 様 書

九十九里地域水道企業団

## 1 目的

本仕様書は、九十九里地域水道企業団光浄水場における粉末活性炭の注入率の決定や浄水処理方法の決定に必要な栗山川臭気物質検査業務委託に関し必要な事項を定めるものである。

## 2 適用範囲

本仕様書は、以下の水質検査に係わる栗山川臭気物質検査業務に適用する。

- (1) 業務番号 九水企委31第3号
- (2) 業務名 栗山川臭気物質検査業務委託
- (3) 業務場所 山武郡横芝光町宝米1751番地先（光取水口）  
山武郡横芝光町傍示戸1026番地（光浄水場）

## 3 業務期間

契約日の翌日から平成31年6月14日

## 4 業務概要

本業務は、九十九里地域水道企業団光浄水場が実施する栗山川臭気物質検査業務に際し、臭気物質（2項目）の水質検査を委託するものである。

## 5 業務内容

### (1) 検査項目

- ア 2-メチルイソボルネオール
- イ ジェオスミン

### (2) 検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）別表第二十五、二十六、二十七又は二十七の二による。

### (3) 採水場所

- ア 光取水口（光浄水場原水）
- イ 光浄水場送水サンプリング栓（光浄水場送水）

### (4) 検査期間

平成31年4月～5月（2ヶ月）

### (5) 検査の頻度 週2回（計15回）

総検体数30検体

### (6) その他、発注者が必要とする作業

## 6 測定結果の報告

検査結果については、定量下限値 0.000001 mg/L ( 1 ng/L ) まで定量し、1 ヶ月毎にまとめて提出すること。

また、検査結果の速報値を採水日翌日の午前中までに連絡すること。

## 7 確認事項

- (1) 試料の採水は、受注者において実施するものとする。
- (2) 本業務は、試料の運搬を伴うため、受注者は自動車運転免許証（普通免許）を取得している者に限り、当該日は免許証を必ず携帯し、発注者に提示すること。
- (3) 本業務は、採水時における試料添加等の作業が伴うことから水質検査（簡便なものを含む）等の業務経験者を派遣すること。
- (4) 受注者の服装は、自動車の運転及び採水作業が可能であること。
- (5) 受注者は、酒気を帯びていてはならない。
- (6) 天候及び発注者の都合等により採水日を変更した場合においても、速やかに対応すること。

## 8 留意事項

- (1) 試料の運搬時、関係法令を遵守し、粗暴な運転等はしないこと。
- (2) 目的地までの道順及び採水時における手順等は発注者の指示に従うこと。
- (3) 浄水場等施設内においては、危険な場所もあるため、発注者の指示に従い、勝手に設備などに触れない等細心の注意を払うこと。

## 9 入退場者

受注者は、各業務の事前に入場者名簿（入場車両番号含む）を提出すること。

また、変更等が生じたときは監督職員に連絡すること。

## 10 提出書類

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者等選任通知書
- (4) 派遣職員名簿
- (5) 業務完了届
- (6) その他指示のあったもの。

## 11 瑕疵

受注者が、採水試料運搬等の業務中における傷害等の責については、受注者が負うものとする。

## 12 その他

- (1) 受注者は、業務当日には認印を持参し、光浄水場事務室において、運転免許証の提示等を行い、記録簿に署名及び押印すること。
- (2) 受注者は、容器の破損等により再度採水が必要な場合は、その日のうちに採水を行うこと。
- (3) 本仕様書で明示されていない事項等がある時は、双方協議のうえ定める。

別 表

検査予定日 (案)

採水年月日	採水場所	備考 (採水)
平成31年4月	4日 (木) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	8日 (月) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	11日 (木) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	15日 (月) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	18日 (木) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	22日 (月) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	25日 (木) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者

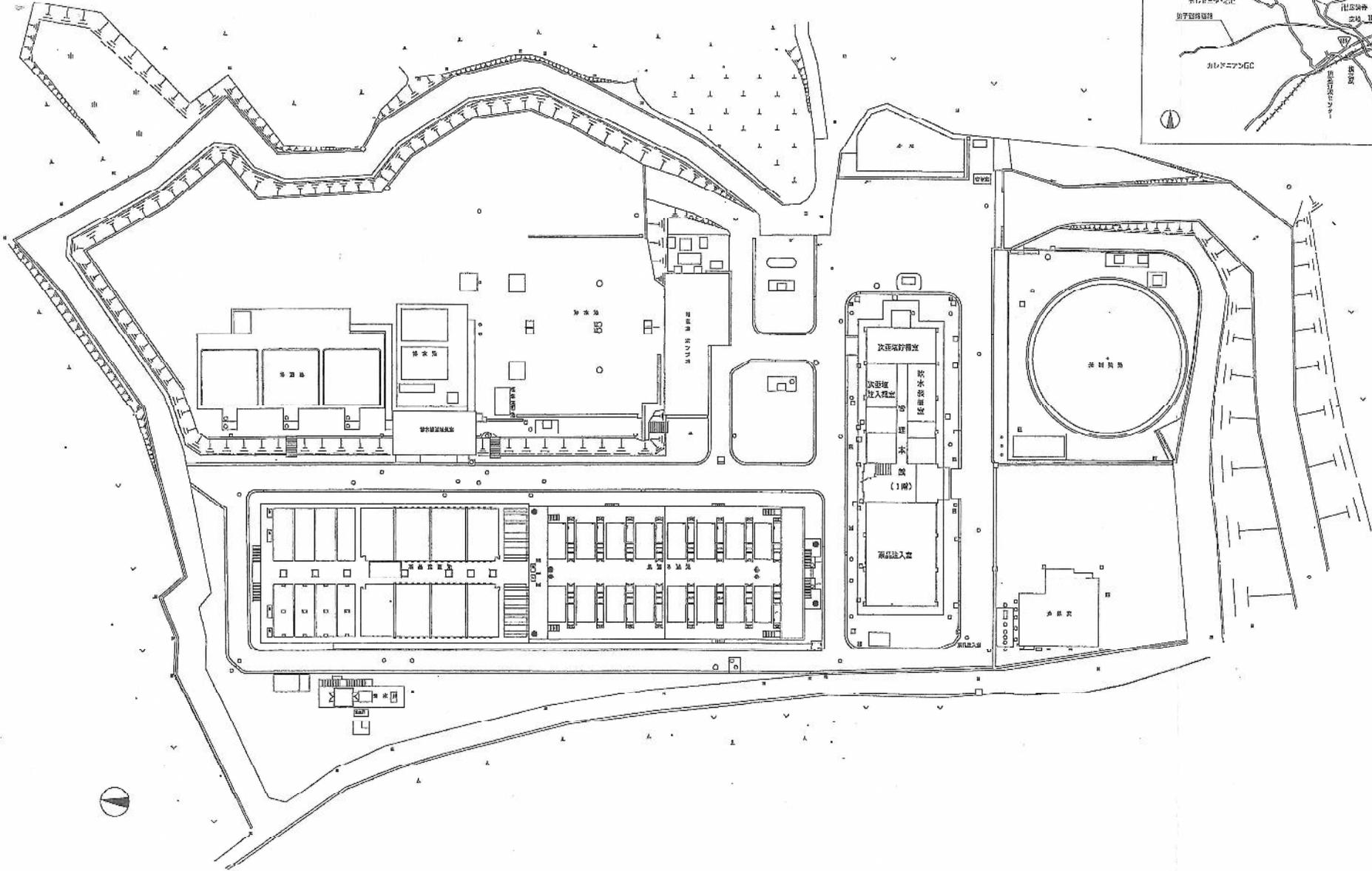
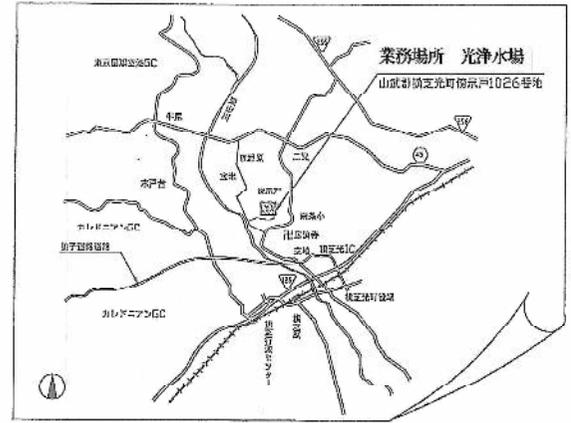
検査回数 7回

平成31年5月	7日 (火) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	9日 (木) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	13日 (月) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	16日 (木) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	20日 (月) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	23日 (木) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	27日 (月) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者
	30日 (木) 光取水口、光浄水場送水 (SP 栓)	受注者

検査回数 8回

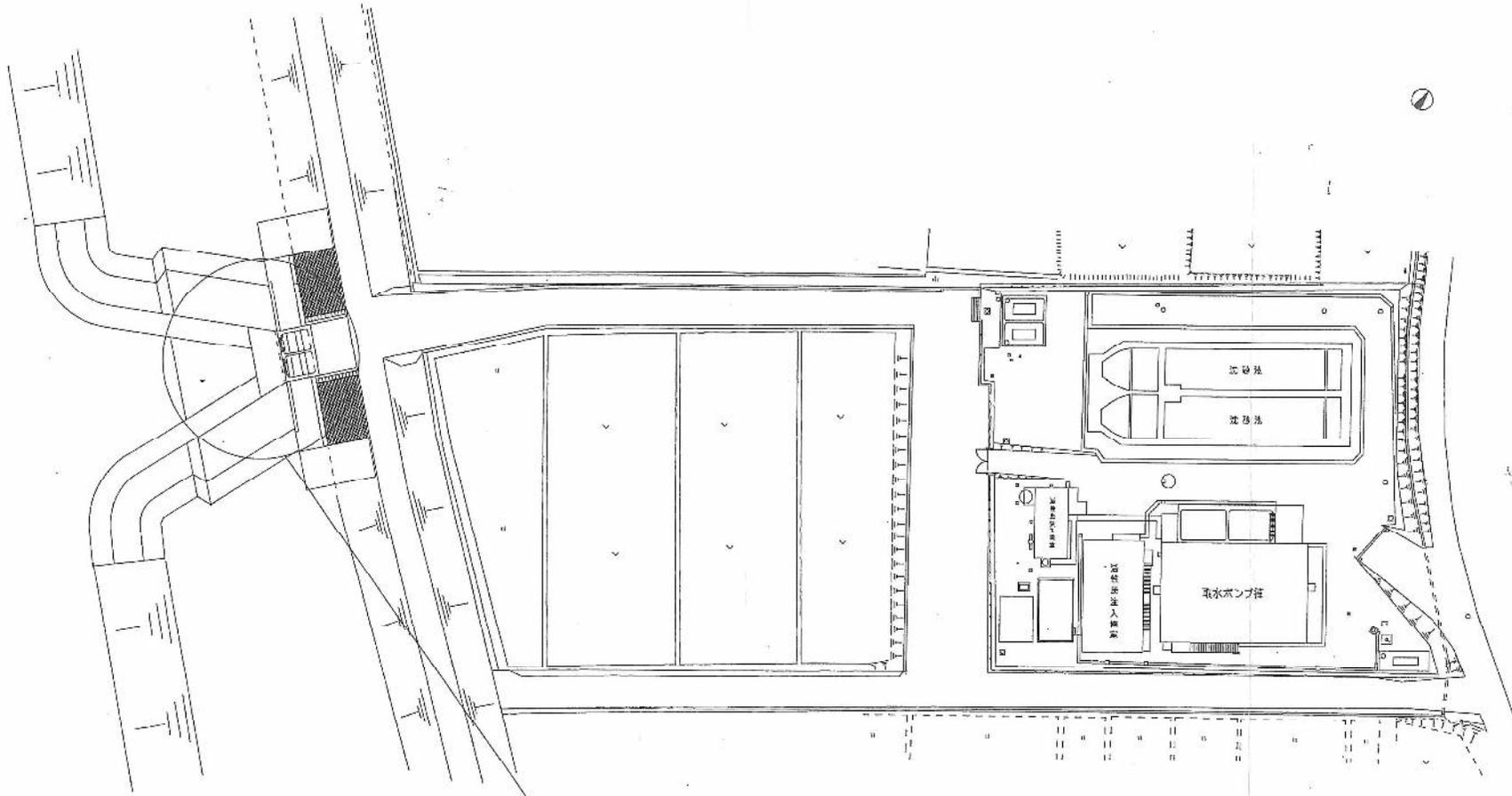
検査総回数 15回

# 光浄水場平面図



# 光取水口平面図

栗山川  
→



採水場所